
社会的養護経験者の 自立支援に関する取組事例集

令和2年3月16日

厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課

－ 目 次 －

I. 児童養護施設等を活用した自立支援

1. 施設職員や里親による訪問支援の実施（山梨県）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

II. 民間団体等を活用した自立支援

1. 低額な住居の提供及び居場所作り等（埼玉県）・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
2. ソーシャル・スキル・トレーニングの実施等（大阪府）・・・・・・・・ P11
3. 入所中から退所後を見据えた支援の実施（広島県）・・・・・・・・ P14
4. NPO法人と連携した退所者支援の実施（佐賀県）・・・・・・・・ P18

III. 他分野との連携

1. 総合相談窓口によるワンストップ対応（大分県）・・・・・・・・ P23
2. 青少年育成団体を活用した生活相談等の実施（京都市）・・・・・・・・ P26

IV. その他

1. 大学等進学支援の実施（福岡県）・・・・・・・・ P32

<児童養護施設等を活用した自立支援>

1. 山梨県

施設職員や里親による訪問支援

山梨県の取組



● 施設職員や里親による退所者に対する訪問支援の実施

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 児童虐待相談対応件数は年々増加。644件(H20)→1,492件(H30)
- ・ 虐待等により家庭分離した子どもの約7割は児童養護施設に入所している。
- ・ 施設退所後、就職した子どもの約半数は1年以内に退職又は転職。
- ・ 退所者支援については、県の単独事業として、施設職員や里親に児童の生活相談や援助を委託し、その際にかかる交通費を補助している。
- ・ R2年度より「社会的養護自立支援事業」を実施予定。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	40人
児童心理治療施設	0人
児童自立支援施設	5人
自立援助ホーム	0人
里親	6人
ファミリーホーム	2人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	無	無	無	無	無	無	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ なし

2. 取組内容

1 施設職員や里親による退所者に対する訪問支援

施設入所者の約7割の最終学歴は高校卒で、退所後、就職した者の約半数は1年以内に転職又は退職を経験している。

保護者がいない又は保護者からの養育拒否により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学となるケースが多く、社会的自立に向けた支援が必要となる。

⇒ 県単独事業として、「**児童福祉施設退所児童等自立定着支援事業**」を実施。

事業内容：施設又は里親と県との間で委託契約を締結し、児童の居住先や職場等を訪問して仕事や生活のアドバイスをするなどの相談援助を行ってもらい、その際にかかる交通費・宿泊費を負担する。

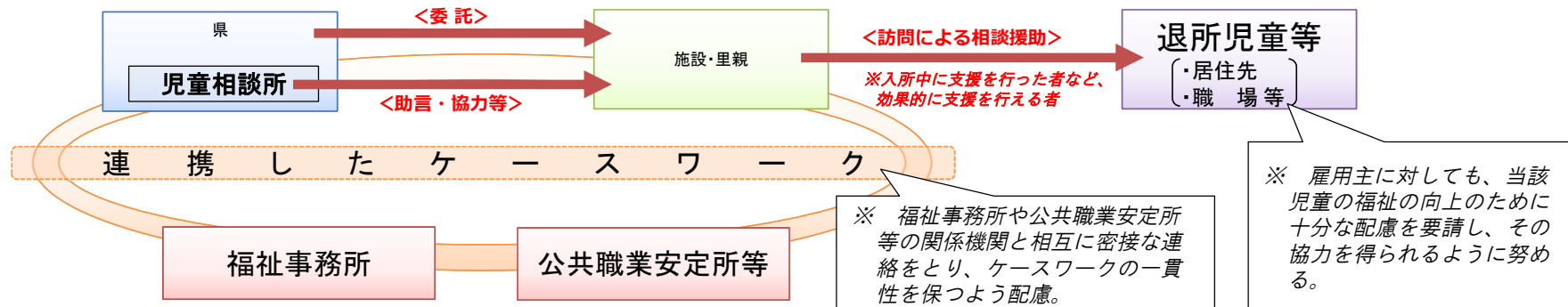
対象児童：児童福祉施設（保育及び障害福祉に関する施設を除く）を退所した児童又は里親やファミリーホームへの委託が解除された児童

委託契約額：距離×37円×支援実施回数、公共交通機関の料金×支援実施回数

<平成30年度事業実績>

実施施設数	6か所
児童数	24人
訪問件数	延べ115回

<事業イメージ>



<期待される効果、取組効果>

- 措置解除後の児童は、仕事に失敗したり、人間関係で悩んでいたりとすることも多く、バックボーンの少ない児童にとっては、施設職員の訪問が大きな支えとなっており、退所後1年未満の不安定な時期をカバーすることで、自立の可能性は大きくなる。

<民間団体等を活用した自立支援>

1. 埼玉県

低額な住居の提供及び居場所作り等

埼玉県取組



- ①就労支援「未来へのスタート応援」事業の実施
- ②進学支援「希望の家」事業の実施
- ③生活支援「退所者等アフターケア事業所」の設置

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 本県では児童養護施設の退所児童等（高校卒業者）が例年70名～90名おり、年により20～28%が大学・専門学校等に進学している。
- ・ 上記の進学率の向上や、就職者の離職の防止、再就職支援が課題である。
- ・ 退所者支援は施設取組では限界があり、国の補助事業を活用した退所者等支援に取り組んでいる。
 - ① 入所児童に対する自立イメージの喚起、就職者の就労継続支援のための「未来へのスタート応援事業」
 - ② 進学者に対する住居・生活支援として「希望の家事業」
 - ③ 退所者の孤立感の解消や幅広い支援につなげていく「退所者等アフターケア事業所」の運営

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	158人
児童心理治療施設	4人
児童自立支援施設	23人
自立援助ホーム	13人
里親	50人
ファミリーホーム	7人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

※ 埼玉県における当事業は、措置解除後から退所までのリーピング支援を中心としている。退所後の主な支援は、県の単独事業として別途実施（取組内容1～3を参照）。

2. 取組内容

1 就労支援「未来へのスタート応援事業」の実施（H26年度開始）

- 県単独の委託事業として、児童養護施設等に入所している者及び退所した者等を対象とした**就労支援「未来へのスタート応援事業」を実施**。（令和元年度は、一般社団法人 青少年自助自立支援機構に委託）

（事業内容）

- ・ 退所者と相談・支援業務を専門の職員（支援員）が相談をしながら、自立支援（就労支援、住居支援）を行う。
 - ※ 就職先の調整や面談の同行、ハローワーク等への同行、住居探しなど
- ・ 施設等児童を対象に就労意識を高めるセミナーの開催
 - ※ 複数企業による合同企業説明会、模擬面接や履歴書の書き方、銀行員によるお金の管理の仕方、前向きな思考や怒りのコントロールの仕方など
- ・ 同じ境遇を経験してきたユース（社会的養護経験者）たちとの交流
 - ※ 座談会形式の交流会や、SNS等のツールの活用



（事業実績）

	H28	H29	H30
退所者の個別支援	9人	25人	50人
セミナー	45回、402人	30回、296人	29回、662人
交流会	—	—	4回、41人



<期待される効果、取組効果>

- 就労者等に対する就労継続・再就職のサポート
- 退所者同士の繋がりによる施設退所後の孤独の軽減と安心の提供

2. 取組内容

2 進学支援「希望の家事業」の実施（H27年度開始）

○ 県単独の委託事業として、児童養護施設等を退所し、**大学等へ進学する者を対象とし、低額な住居及び支援員による相談支援等を提供する「希望の家事業」を実施。**（令和元年度は、埼玉県社会福祉士会に委託）

- ※ 民間アパートを借り上げ、進学者に低額で提供。
- ※ 社会福祉士である支援員がマンツーマンで様々な生活相談を実施。
- ※ 県内4か所に設置、16人利用可能。（4カ所×4人）

（支援体制）

- ・ 担当支援員による面談（月1回程度）
- ・ 週末に事務所に支援員が在籍し、進学者からの相談を受付ける。
- ・ 進学者と携帯電話の連絡先（メールやLINE）を交換し、緊急時の連絡等に対応。

（支援内容）

- ・ 学費と生活費に関する金銭相談
- ・ 家族や交友関係、学校生活に関する生活相談
- ・ 進路や求職活動に関する相談
- ・ 光熱水費、保険等の諸制度の手続き 等



＜期待される効果、取組効果＞

- 経済的な理由により進学を断念する退所者へ進学のチャンスを提供する。
- 生活相談等のサポートにより、安心して学校生活を送ることができている。

2. 取組内容

3 生活支援「退所児童等アフターケア事業所 クローバーハウス」の設置（H29年度開始）

- 県単独の委託事業として、**施設退所者が気軽に立ち寄られる場所を設置し、仕事や生活の中での悩みや相談に応じるとともに、仲間と交流できる居場所を提供する「退所児童等アフターケア事業」を実施。**（令和元年度は一般社団法人 青少年自助自立支援機構に委託）
 - ※ JR浦和駅そばに事業所を開設。

（相談支援）

- 支援員による退所者や施設職員からの就学、就労、生活全般、人間関係等の相談に対応

（利用時間）

- 金、土、日（12時～20時）開所
※18時から夕食提供

（支援者との交流の場）

- 社会的養護へ支援をしてくれる個人、団体の方々と退所者との交流の場の提供



<期待される効果、取組効果>

- 退所者等に気軽な相談・集いの場を提供し、不安や悩みのサポート。

<民間団体等を活用した自立支援>

2. 大阪府

ソーシャル・スキル・トレーニングの
実施等

大阪府の取組



● 民間団体を活用した退所後支援の実施

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- 大阪府における18歳未満の人口は、約84万人であり、そのうち要保護児童が約1,600人（0.2%）。
- 要保護児童はここ数年1,600人程度で横ばいとなっている一方で、児童相談所における一時保護件数が激増している。
- 大阪府所管で、児童養護施設が25か所、児童心理治療施設が3か所、児童自立支援施設が2か所と、府の社会的養護において、施設は大きな役割を担ってきた。
- 高校卒業し退所者する児童数は、平成29年度は、約70人おり、退所者支援は大きな課題となっている。

<措置解除児童数（平成29年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	201人
児童心理治療施設	18人
児童自立支援施設	53人
自立援助ホーム	7人
里親	42人
ファミリーホーム	6人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- (福)大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部に対し、大阪府、大阪市、堺市がそれぞれに委託を行い、共同で実施。
- 退所後の生活上の問題、並びに、就学・就労に関する問題について、施設・里親等と連携した相談支援。
- 対象者が気軽に集まれる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等を行うための支援。

2. 取組内容

1 民間団体を活用した退所後支援の実施

- 大阪府、大阪市、堺市のそれぞれが「社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部」に委託し、退所後支援等を実施。
- 相談支援やフリールームの設置を始め、ソーシャルスキルトレーニング（社会生活技術）講習会や雇用主・支援企業（者）等への感謝状贈呈等を実施。

アフターケア事業部でしていること

そうだん

お仕事、生活上の悩み、法律相談等、何でもOK！
お手紙、電話、E-mail、来室、訪問など、ご希望の方法で相談のります。

フリールーム

テレビ、DVD、パソコンが設置されていて自由にインターネットもでき、お話もできる、ほっと一息するためのスペースです。

通信 そらまめ～る

- ・そらまめ～るの発行（通信）
- ・楽しい行事のご案内などもしています。
- ・クリスマスプレゼント発送

ソーシャル・スキル・トレーニング（自立生活技術講習会）

施設入所中等の子どもたちを対象に（年間12回～13回）開催しています。「ビジネスマナー」や「身だしなみセミナー」など、講義や実習を通して社会に出る上で必要なスキルを学びます。

ぎょうじ

- ・初就職お祝い会&お楽しみ会
- ・お盆休みお食事会
- ・夏休み職場体験
- ・雇用主様・支援企業（者）様への感謝懇談会（永年勤続者表彰）etc
- ・講演会

アフターケア事業部の利用について

月曜日～金曜日 10時～17時まで

お仕事の都合などで、時間にご来室が難しい方は、あらかじめお電話などをいただければ、平日の時間の延長や土曜日など、柔軟に対応しますので、ご連絡お待ちしております。

自立生活技術講習会
ソーシャル・スキル・トレーニング
～ひとりで生活できるようにするために必要なスキルを身につける～

日付	時間/場所	プログラム	内容
開講式	8:50～9:20 大船町立生涯学習センター	開講式	
第1回	7月7日 9:20～12:20 大船町立生涯学習センター	ビジネスマナー	対人関係を円滑にするための基本的なマナー（あいさつ・電話マナー等）指導で就業されるビジネスマナー・接客マナーのイメージ、実習を中心に就業場面からより学びます。
第2回	7月14日 9:20～12:20 大船町立生涯学習センター	パソコン入門	パソコンについて基礎を固めるためのマナーなどを体験的に学びます。
第3回	8月7日(水) 9:20～12:20 大船町立生涯学習センター	身だしなみセミナー	社会人としての基本的な身だしなみについて、女子はメイクアップ・ヘアケアの基礎、男子は剃毛、ヘアケアの基礎を基礎として学びます。また、パソコンの操作にも対応して、最新のPCスキルを身に付けます。
第4回	8月14日 12:50～14:15 大船町立生涯学習センター	お茶会	中職の指導でのテーブルマナーについて学びます。
第5回	9月8日 9:30～13:00 大船町立生涯学習センター	脱し方セミナー	脱し方の方法やインスピレーションの仕方、及び入居での脱し方、交換の時期・脱し方の際の準備と脱し方により適切な脱し方について学びます。
第6回	9月15日 9:30～13:00 大船町立生涯学習センター	職業セミナー	様々な職業について学び、その中で自分にあった職業について学ぶ。今後の就職活動に役立ちます。
第7回	9月22日 13:00～14:30 大船町立生涯学習センター	スマートフォン	スマートフォンの活用方法について学び、自分にとって必要な機能について学びます。
第8回	11月7日 9:30～13:00 大船町立生涯学習センター	実習	実際の職場での体験学習を通して、自立生活技術の習得を図ります。また、福祉サービスの社員より、自分自身で働くことの大切さについて、互いに体験の思い出を共有します。
第9回	12月8日 9:30～13:00 大船町立生涯学習センター	金融教育	生活のやりくりの重要性を学ぶ。実習を通して、現金のやりくり、貯蓄の大切さ、クレジットカードの使い方、ローンの仕組み、マイナンバーについて学びます。各自に実践課題を提出し、互いに学び合います。
第10回	2011年11月12日 9:30～13:00 大船町立生涯学習センター	身近な法律の話	暮らしや身近な法律の話。契約の重要性を学ぶ。また、社会生活の中で自分自身を守るために必要な法律の知識を学ぶ。また、契約の重要性を学ぶ。また、社会生活の中で自分自身を守るために必要な法律の知識を学ぶ。
第11回	8:20～9:15 大船町立生涯学習センター	先輩の体験談	就職先に出る先輩の体験談。自分自身のイメージを具体化する。また、先輩の体験談を聞き、自分自身のイメージを具体化する。
第12回	2月10日 9:15～11:20 大船町立生涯学習センター	グループワーク	就職先でのイメージをグループワークで共有し、自分自身のイメージを具体化する。また、先輩の体験談を聞き、自分自身のイメージを具体化する。
第13回	11:30～13:00 大船町立生涯学習センター	就職準備講座	就職準備講座。面接の準備、履歴書の書き方、面接の練習などについて学びます。
閉講式	13:10～15:50 大船町立生涯学習センター	閉講式	

- 対象
- ・来春に施設を出て就職予定の子どもたち、及びそれに備えた子どもたち（中3、高1、高2、高3、支援学校生、職業能力開発校生など）
 - ・施設職員（付添や見学ではなく、子どもと一緒に参加）
- 内容（全13回）
- ・仕事をする上で必要なポイントを絞った講習の後、ロールプレイを試み、自分自身に必要なものは何かを考える場をもつ。
 - ・グループディスカッションでは、他の参加者の意見から、自身を客観的に捉え直し、また社会で孤立してしまわないよう、お互い励まし合える関係作りを目指す。
 - ・スマートフォンの使用に潜む危険性についてなど、毎年度、時宜に沿った内容を検討。

＜期待される効果、取組効果＞

- CHECK!
- 施設を出て就職を目指す子どもが、自活するための予備知識の講習と、体験学習を基本に、心構えを身につける。

<民間団体等を活用した自立支援>

3. 広島県

入所中から退所後を見据えた支援の実施

広島県の取組



- 社会的養護自立支援事業を活用した居住の場の提供、居住費・生活費の支援
- NPO法人を活用した生活相談支援

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 広島県（広島市は除く。）は、18歳未満の人口が659千人うち要保護児童が505人（0.08%）
- ・ 要保護児童はここ数年は横ばいとなっている。
- ・ 広島県の面積は8,480km²と広大で、東西の長さは132km、南北の長さは119kmである。退所者支援を担っている児童養護施設は西部に1か所、東部に1か所である。
- ・ 退所者支援については、主として児童養護施設が担っている。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	78人
児童心理治療施設	13人
児童自立支援施設	12人
自立援助ホーム	8人
里親	15人
ファミリーホーム	0人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ 特定非営利活動法人どりいむスイッチに委託して実施
- ・ 開所日：週5日以上、火～金13時～18時まで、土13時～20時の間、日・祝日不定期
- ・ 児童養護施設等の退所児童等に対し、入所中から退所後を通じて、生活や就労に関する情報提供、研修、個別の相談等を行うことにより、退所児童が就労、学業を継続し、地域社会における社会的自立の促進を図る。 等

2. 取組内容

1 社会的養護自立支援事業を活用した居住の場の提供、居住費・生活費の支援

- 措置解除後、生活のリズムが乱れ、安定した就学や就労が継続できない場合があった。
- 措置解除により、支援が途切れ、自立した生活に支障をきたすことがあった。

⇒ **児童養護施設や里親等を活用した退所者支援の実施**（社会的養護自立支援事業を活用）。

<具体的な支援内容>

- こども家庭センター（児童相談所）に配置する支援コーディネーターによる**継続支援計画**の作成
- 施設や里親宅において居住の場を提供
- 職業的自立に向けての就労・就学の継続支援（食事の提供など日常生活上の支援、自立生活への不安や悩みの相談等）の実施
- 金銭管理、自炊等基本的な生活習慣を身に着けさせる。
- 関係者（子ども家庭センター職員、里親、施設職員、学校関係者等）で情報共有をしながら、連携して対象者が安定した生活を送れるよう支援を実施

（様式第1号）

継続支援計画表

【作成年月日： 年 月 日】

こども家庭センター		性別	男・女	生年	年 月 日	（歳）
アフリカ	子供氏名	性別	男・女	生年	年 月 日	（歳）
保護者氏名	続柄	生年	年 月 日	（歳）		
施設・里親等						
子供本人の意向						
保護者の意向						
施設・里親等の意見						
措置解除後の進路の選択、理由						
【援助方針】						
（居住に関する支援及び生活費の支給： 有 無 ）						
【長期目標】						
短期目標 （養育の進捗状況）	支援上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		

【長期目標】			
支援上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)
			年 月 日
施設等			
【長期目標】			
支援上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)
			年 月 日
総合			
【長期目標】			
支援上の課題	援助目標	援助内容	評価(内容・期日)
			年 月 日
			年 月 日
【特記事項】			
所長			
決裁			担当者 次期検討時期 年 月



<期待される効果、取組効果>

- 就学中の場合、卒業まで引き続き措置されていた施設や里親宅で安定した生活を送ることができ、学業に取り組むことができる。
- 就労中の場合も安定した生活を送ることで、就労継続の支援を行うことができ、離職した場合も、新たな就労へ向けての支援が可能となる。

2. 取組内容

2 NPO法人を活用した生活相談支援

- 児童養護施設を退所した児童等は、地域社会において自立生活を送る際に、様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならず、頼れる家族もなく地域から孤立し、生活が破たんする危険が高かった。
- ⇒ 児童養護施設等を退所した児童等に対し、入所中から退所後を通じて、**生活や就業に関する情報提供、研修、個別の相談等を行うとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援**（特定非営利活動法人どりいむスイッチへ委託）することで、地域社会における社会的自立の促進を図った。

退所児童等アフターケア事業所「カモミール」は、社会的養護の下で育った方々が地域で安心して暮らせるためのサポートをする場所です



ご利用対象の方
児童養護施設等を退所した方等であつて、県内に居住又は通勤・通学している方。県内の児童養護施設や里親等からの退所を控えた児童の皆さん。

利用料
無料

主な支援内容

- ・ 個別相談
- ・ 居場所（交流の場）の提供
- ・ 情報提供
- ・ 当事者活動の支援

開所日時

火～金曜日 15時～18時
土曜日 15時～20時
日曜日・祝日 不定期
※外食やランチなど出ていることもあります。必ず予約をして来所してください。

ご相談の流れ

1. お電話やホームページから来所の予約
2. 面接（詳しい話を聞きます）
3. 登録
4. 相談内容に合わせて情報提供や同行支援などを行います

<30年度実績>

集団支援 （退所前・退所時支援）	延べ163名参加
集団支援 （退所後支援）	延べ17名参加
個別支援 （退所後支援）	延べ1,300件
交流スペースの利用状況 （退所後支援）	延べ82名利用



<期待される効果、取組効果>

- 児童等が気軽に集まり、意見交換や情報交換を行う場を提供するとともに、イベントや研修等を通じた情報提供、仲間づくり、相談の機会を提供することで、**参加者の状況確認の機会とし、必要に応じて個別支援に繋ぐことができるようになった。**
- 日常生活上の課題等について相談に応じ、必要に応じて他機関、団体等と連携して必要な支援を行うことで、**就労や就学が安定して継続できるようになった。**

<民間団体等を活用した自立支援>

4. 佐賀県

NPO法人と連携した退所者支援の実施

佐賀県の取組



- 早い段階から相談しやすい環境づくり
- NPO法人事業との連携
- 対象者の希望に応じた居住支援

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 代替養育を受けている児童の数は近年減少傾向にあり、平成30年度末時点で251人（18歳未満人口に占める割合は0.182%）。
- ・ 児童相談所は2箇所。そのうち、北部児童相談所は平成30年10月に設置。
- ・ 県内には6つの児童養護施設があり、定員も24～45人と小～中規模施設が主になっている。
- ・ 児童相談所、児童養護施設ともに多忙であり、退所者支援に関しては取組に課題があった。
- ・ 2016年に首都圏を中心に退所者支援を行っていたNPO法人ブリッジフォースマイルを佐賀県に誘致。2018年度から社会的養護自立支援事業を委託。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	54 人
児童心理治療施設	4 人
児童自立支援施設	12 人
自立援助ホーム	0 人
里親	13 人
ファミリーホーム	3 人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	無	無	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ NPO法人 ブリッジフォースマイルに委託。
- ・ 各施設等への訪問やアクセスのしやすさを考慮し、佐賀市内に退所者等のための巣立ち応援拠点「さが・こんね」を開設
- ・ 電話相談受付（12:00～22:00（土曜日及び開放日は除く））や面談の場所としての活用のほか、毎週水曜日（14:00～18:00）、日曜日（14:00～20:00）は開放日としており、対象者（入退所者及び関係者等）が気軽に集まり意見交換等を行う場所として提供している。
- ・ 必要に応じて県外就職者等へのアウトリーチ型支援を実施。

2. 取組内容

1 早い段階から相談しやすい環境づくり

- 施設等に入所中または退所した子どもたちが気軽に立ち寄れる・帰ってこれる場所を提供し、困ったときにいつでも相談ができる関係を構築していくための、**子どもたちの居場所として、退所者等のための巣立ち応援拠点「さが・こんね」を設置。**
- 生活相談や就労相談などのプライベートな悩みについては、信頼できる大人でなければ気軽に相談できないこと、また、「さが・こんね」に来ることが困難な遠方の施設入所児童への対策が必要であったことから、**月に1度、各施設に相談窓口を設置し、交流や相談を受け付ける「出張居場所事業」を実施。**
- 施設等に入所中の中高生を対象としたキャリア準備講座（就職や進路などのキャリアについて考えるセミナー）やインターンシップ、高校三年生を対象とした巣立ちプロジェクト（一人暮らし準備セミナー）など、**入所中からの自立支援を実施。**

佐賀の里親家庭や児童養護施設に暮らす子どもたちに笑顔を！

Bridge Smile
NPO法人ブリッジフォースマイル

ブリッジフォースマイルは、里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちの自立支援をしているNPO法人です。2018年8月より佐賀県「18歳の巣立ち応援事業」を受託しました。

主な事業内容

巣立ちセミナー
高校3年生に向けて、一人暮らしに必要なとなる知識やスキルをセミナー形式で学びます。
全6回開催（8月スタート）で、1回参加につき5000円相当の生活必需品を、卒業のときにプレゼントします！

キャリア準備講座
早いうちに就労観や職業観を養い、従来の夢や進路について考えるセミナーです。県内の企業様にご協力頂き、実際の仕事の内容ややりがい、どんな人に向いているのかなど直接話をすることができます。

就労体験インターンシップ
県内の企業様にご協力頂き、子どもたちが2～5日間の職業体験を行います。
実際に接客や買い出しを体験したり、自分でパンを作ってみたり、とても楽しい研修です！

主な事業内容

居場所事業「さがこんね」
入所中も退所後も気軽に立ち寄れる居場所。おしゃべりしたり、ご飯を作ったり、みんなが安心して過ごし、何が困った時には相談にのくれる場所です。

出張居場所事業
県内6施設に月に1回訪問しています。中高生から進路や普段の生活の相談を受けたり、B4Sのプログラムを案内しています。

その他、継続支援計画の作成、個別支援（就労相談、生活相談）、退所後のマンツーマンサポートやイベント開催、啓発活動を行っています。

ボランティア活動と参加条件

<ul style="list-style-type: none"> 自立ナビゲーション（B4S自主事業）（退所後のマンツーマンサポート） 「さがこんね」居場所サポート（退所後の伴走、相談支援） 	<ul style="list-style-type: none"> 事前研修の受講が必要です（集合型セミナー） 「自立サポートスタッフ養成講座（全3回）」の受講が必須です 「自立サポートスタッフ養成講座（全3回）」の受講が必須 希望者の方には見学と体験（1日）および振り回り面談の上、サポーター認定をします
---	---

CHECK! <期待される効果、取組効果>

- 普段から交流や相談を受けていることで、より実効性のある継続支援計画の策定、支援が可能となる。また、なにか困りごとがあった際の相談先の選択肢としての意識付けができ、また、相談しやすい環境を構築できる。
- 入所中から退所後まで関係が続くことで、退所者の孤立を防ぐことができる。
- 施設職員との信頼も得ることができ、こども本人からの相談だけでなく、施設職員を経由した相談も受けることができる。また、施設職員と退所後のこどもの状況情報を共有することができることから、必要に応じた効果的な支援が可能となる。

2. 取組内容

2 NPO法人事業との連携

- 2016年に佐賀県に拠点を置いてから県が事業を委託する2年間は、NPO法人が独自に退所者支援を行っており、**県事業では対応が難しいところについては、NPO法人事業として継続し、必要に応じて連携**している。
- 具体的には、**自立ナビ（ボランティアスタッフと退所者がペアを組み、月に1度は顔を合わせて近況報告）**や巣立ちプロジェクトポイントプログラム（一人暮らし準備セミナーの参加状況に応じて、退所後に一人暮らしに必要な家電等をプレゼント。家電等については、NPO法人への寄付物品により調達）などを実施。
- 自立ナビでは、ボランティアスタッフからの情報提供等により県事業での支援につなげたり、巣立ちプロジェクトポイントプログラムでは、退所に向けたアルバイト等で忙しい状況であっても参加しやすいと評価されている。
- このほか、「さが・こんね」の開放日には、NPO法人のボランティアスタッフが訪れ交流するなど、様々な経歴を持つ大人との交流は、将来の進路選択や自立に向けたよい刺激となっている。

自立ナビのご案内

ブリッジフォースマイルは、皆さんが施設を退所した後も繋がってみたいと思っています！

『自立ナビ』は、これからも皆さんと繋がっていくためのプログラムです。

基本的には月に1回、ペアを組むサポーターさんと会って、

- ・カフェなどで雑談や相談をしたり、
 - ・好きな食べ物を一緒に食べに行ったり、
 - ・ウィンドウショッピングを一緒にしたり、
 - ・趣味のイベントや温泉へ行ったり、
 - ・20歳をこえたらお酒を飲みに行ったり、
- などなど、皆さんの好みに合わせて色々なことができます。



※毎月1000円の面談補助費がでます。飲食費、交通費、レジャー費など

- ・気になる人は、自立ナビをしているサポーターさんや事務局スタッフに訊いてみましょう！同じ施設の先輩が利用していることもあるので、聞いてみるのもいいかもしれませんよ。
 - ・備ったら職員さんに、こんなプログラムがあるらしいよ、と伝えておいてくださいね。
 - ・希望する人は、巣立ち最終回(1月)で申込書を書いていただく予定です。
- その際、サポーターさんの自己紹介シートを見ながらペアを組みたい人を選んでもらいます！

For
Bridge Smile



CHECK!

<期待される効果、取組効果>


- 県事業における制約や予算の都合上対応が難しいものであってもNPO法人と連携することで、よりよい事業展開が可能となる。

2. 取組内容

3 対象者の希望に応じた居住支援

- 社会的養護を受けていたこどもの中には、親権者に頼れず、未成年であることや連帯保証人が立てられないこと、家賃保証会社の審査が通らないことなどから住居が確保できず、やむなく県外の寮付きの事業所へ就職せざるを得ない者もいる。
 - また、こうしたこどもが、解雇・離職となった場合は寮からの退去（以下、「離職退去者」という。）を余儀なくされており、その後の住居の確保について苦慮している現状があった。
- ⇒ このような状況を解消するため、関係各所と調整を行い、民間住宅については、社会的弱者への居住支援を実施している「**一般社団法人すまいサポートさが**」と賃貸保証や家賃保証を実施している「**ナップ賃貸保証株式会社**」の協力を得て、**連帯保証人が確保できなくても住居が確保できる仕組みを構築（※）**。
- 離職退去者に限定されるものの、県営住宅に関しても関係部局の協力により、住居が確保できる仕組みを構築することができた。

※ 居住支援実施の流れ

- 
- (1) 利用希望者が県事業の窓口へ連絡
 - (2) 県事業の窓口から一般社団法人すまいサポートさがへ連絡
 - (3) 一般社団法人すまいサポートさがによる面接
 - (4) 物件選定、確保
 - (5) 使用者契約



＜期待される効果、取組効果＞

- 親権者に頼れないばかりに、やむなく見知らぬ県外への転出を選択せざるを得ないこどもに、県内に残るという選択肢を与えることができることで、進路選択の幅を広げることができる。
- 県外に就職したこどもでも、県内に戻ってやりなおす機会を与えることができる。

<他分野との連携>

1. 大分県

**地域若者サポートステーションを活用した
アフターケアの実施**

大分県の実施



- 社会的自立に様々な悩みを抱える青少年及びその家族への総合相談窓口「おおいた青少年総合相談所」によるワンストップ対応

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 18歳未満の人口が172,074人うち要保護児童が501人(0.29%) (H31.3.31現在)
- ・ 退所者支援については、NPO法人に委託して「社会的養護自立支援事業」を実施している。
- ・ 児童養護施設の職業指導員と児童アフターケアセンターおおいたとで毎月連絡会を開催し、退所児童の就労自立相談援助について連携した支援を行っている。
- ・ ひきこもり、就労、児童養護施設等退所後の自立など、青少年が抱える様々な悩みに対する総合的な相談窓口として「おおいた青少年総合相談所」を設置しワンストップで対応している。

<措置解除児童数（平成29年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	52人
児童心理治療施設	3人
児童自立支援施設	8人
自立援助ホーム	2人
里親	27人
ファミリーホーム	6人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	無	有	無	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

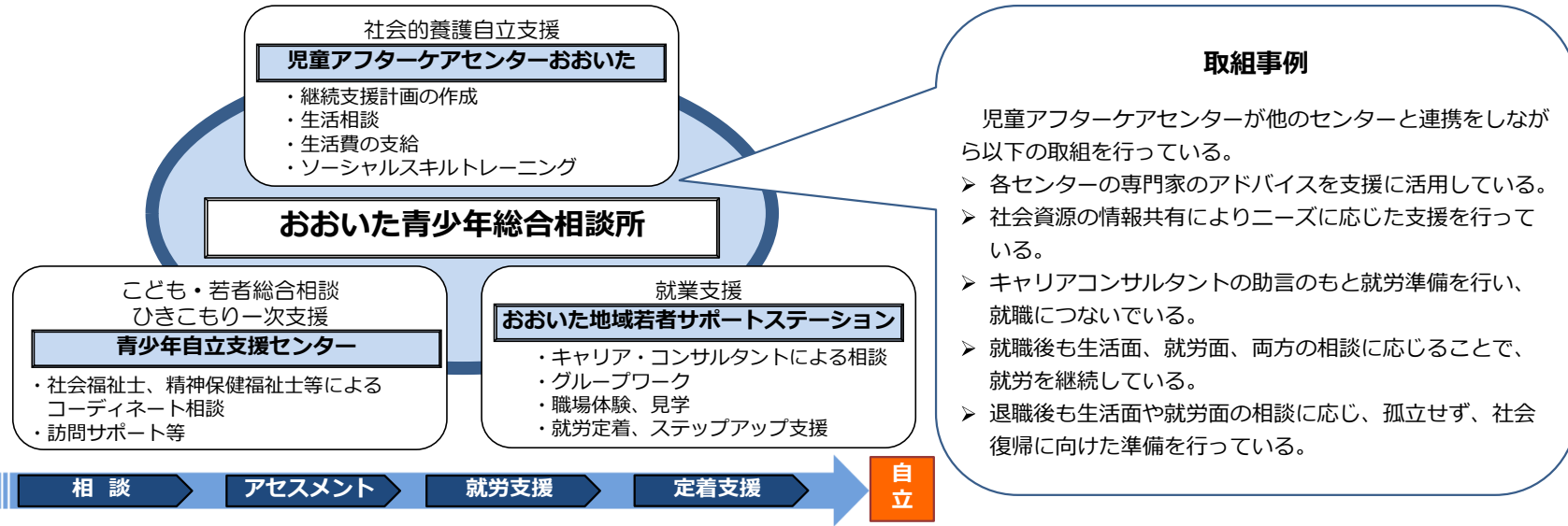
- ・ NPO法人 おおいた子ども支援ネットに委託し実施。支援機関名「児童アフターケアセンターおおいた」
- ・ 平日9：30～17：30までの間、児童養護施設等の退所者を対象として職員による相談を実施する場を設けている。
- ・ 家庭や職場への訪問、役場等への同行支援等、アウトリーチも行っている。

2. 取組内容

1

社会的自立に様々な悩みを抱える青少年及びその家族への総合相談窓口「おおいた青少年総合相談所」によるワンストップ対応

- ひきこもり、就労、社会的養護自立支援等、青少年が抱える悩みには、相談内容に応じ各支援機関が対応してきた。しかし、相談機関が分散していたため、支援が途切れる恐れがあった。
- 平成25年に県内で発生した少年による集団暴行事件を受けて大分県青少年対策本部会議で策定された対策に基づき、**青少年への切れ目のない支援を行うため分散していた3機関を1箇所に集約し、相談窓口をワンストップ化するための「おおいた青少年総合相談所」を平成26年に設置した。**



<期待される効果、取組効果>



- 1か所集中により利用者の物理的・心理的負担が軽減し、継続的な支援ができる。
- 連携の緊密化、専門家の集約により支援機能の強化につながっている。
- 生活や就労の相談段階から定着まで一貫した支援を行い、自立した生活につながっている。

<他分野との連携>

2. 京都市

**青少年育成団体を活用した生活相談等
の実施**

京都市の取組



- 入所中から退所後までを総合的に支援する「自立支援コーディネーター事業」の実施
- 施設・里親宅から大学等に通学する児童に対して「居住・生活支援事業」を実施
- 青少年育成団体が相談援助・講習会・交流事業を行う「生活相談等支援事業」の実施

1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 児童人口に対して施設が充実しており、里親への委託率が低い。
- ・ 施設入所者数は年々減少している。
- ・ 平成29年に「児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査」を実施。
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227765.html>)
- ・ 市独自の制度によって退所後支援を早くから実施しており、約7割の退所者が施設と日常的な連絡を取り合う等、施設が大きな社会資源となっている。
- ・ 自立支援コーディネーターを児童養護施設7箇所及び児童心理治療施設1箇所に配置（各施設に委託／兼任）している。
- ・ 退所に向けた一人暮らしの練習の居室及び退所児同士の交流、退所児の相談援助を行う設備の整備等に対して、1施設につき最大750万円を支援している。

<措置解除児童数（平成30年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	50人
児童心理治療施設	5人
児童自立支援施設	12人
自立援助ホーム	5人
里親	12人
ファミリーホーム	1人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	無

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

委託先（公財）京都市ユースサービス協会（青少年育成団体）

- 支援内容：① 入所児童向け講習会（地域生活を始めるうえで必要な知識等をつけるための講習会を措置委託中から実施）
- ② 相談支援と交流事業の実施（各青少年活動センターを「分かりやすい相談窓口」とするとともに、退所者が孤立しないよう月1回交流事業を実施）

2. 取組内容

1 入所中から退所後までを総合的に支援する「自立支援コーディネーター事業」の実施

・ 市独自制度での金銭支給はあるものの、社会的養護自立支援事業を開始するまで退所者支援は統一されておらず、各施設の努力に頼らざるを得ない状況にあり、その支援体制が確立できていなかった。

⇒ 児童養護施設7箇所、児童心理治療施設1箇所に**自立支援コーディネーターを1名ずつ配置し、施設等退所者が日々の生活で抱える不安や悩みについて相談に応じるとともに、退所後の自立に向けて、入所中から退所後を見据えた計画的な支援を実施**する。

- ① 事業説明・状況把握等 義務教育が終了した段階で事業趣旨を説明し、同意書を徴取。対象者と支援機関等からの情報提供に基づき、アセスメントと課題を把握する。
- ② 関係者会議の開催 継続支援計画を策定するために関係機関を集めた会議を主催し、状況とニーズを多面的に把握し、課題の確認と目標設定を行う。
- ③ 継続支援計画の作成（見直し） . . . 目標達成のための具体的な支援内容や方法、活用制度を定めた計画を策定する。
- ④ 支援の実施 各支援機関による支援状況を把握し、継続支援計画に基づく支援を行う。社会的養護自立支援事業の経費や事業費等の申請等を行う。
- ⑤ 支援の見直し 状況（大学進学、就職、中退、退職等）に応じて継続支援計画の見直しを適宜行う。
- ⑥ 支援の終結 対象者の生活が安定し社会的自立を達成する、目標を達成する等の場合、関係者会議において支援終了を確認のうえ、終結。

CHECK! <期待される効果、取組効果>

- 入所中から対象者をとりまく全体像を把握する核として、積極的に社会資源にはたらきかけることで、効果的な支援を行うことができる。
- 退所者支援の役割を担う職員が明確化され、支援体制が確立された。

2. 取組内容

2 施設・里親宅から大学等に通学する児童に対して「居住・生活支援事業」を実施

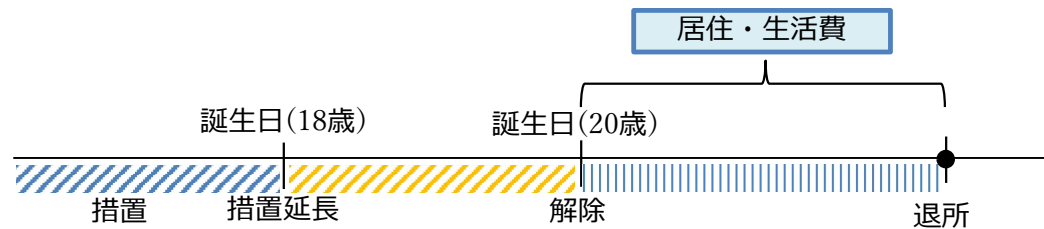
【概要】

退所後に頼れる大人がない場合でも、安定した生活が送れるよう、大学等に進学し支援が必要な、措置解除後も施設等で居住を続ける者等に対し、**居住・生活費を施設等を通じて原則22歳まで支給**する。

＜平成30年度実績 2,512,290円（4人）＞

● 施設居住型支援

措置委託解除後も引き続き、里親等の居宅、児童養護施設等における居住の場の提供や、食事の提供などの日常生活上の支援、生活費の至急等を実施することにより、対象者の社会的自立のために必要な安定的な住まいや生活を確保するための支援を行う。＜支給金額 109,230円/月＞



● 一般賃貸住宅居住型支援

支援対象者のうち、施設等を退所後に、一般賃貸住宅に居住し就学していたが、疾病等やむを得ない事情により中退した者が一般賃貸住宅に居住する場合に、施設等において自立生活への不安や悩み等の相談に対応し、生活費の支給を行う。（支給金額 50,000円/月）



＜期待される効果、取組効果＞

- 在学中の生活費の経済的不安が減少し、安心して勉学に集中できる。
- 退所後の悩みの相談、施設内で自立生活の練習等ができるため、退所後の生活への不安が軽減する。

2. 取組内容

3 青少年育成団体が相談援助・講習会・交流事業を行う「生活相談等支援事業」の実施

【概要】

必要な知識等を学ぶための支援を入所中から実施するとともに、生活上の困りごと等に対する相談援助や、孤立を防止するために**同じ境遇を持つ者同士が交流できる場を提供**する。

また、施設等の職員に対し、**活用できる支援策の理解を深めるための研修等を実施**することにより、児童処遇の強化を図る。

「分かりやすい相談窓口」としての青少年活動センター（市内7箇所）での相談援助

入所児童向け講習会

入所中から、退所後に社会生活を送るうえで必要な一般知識等を身につけられるよう講習会を実施。

交流事業「いこいーな」

参加者同士がともに食事やその準備、片付けをしながら仲間と語り、安心して過ごせる場を提供。

施設等職員向け研修会

対象施設職員に対し、自立支援のために活用できる施策の理解を深める研修実施による支援の強化。



＜期待される効果、取組効果＞

- 施設以外の社会資源、制度、場等を知ることによって、悩みを相談できる力がつく。
- 交流事業の参加者から生活の悩みが出ることが多く、施設と青少年活動センターが情報共有をしながら支援を行っている。

2. 取組内容

4 その他の市独自制度

一時的経費支給事業（社会的養護自立支援事業）

- ・ 就職又は大学等に進学した際に、衣服類や家具什器等の購入経費として、80,000円を支給する。
- ・ 自立に向けた就職活動に要する経費として、原則6箇月以内を上限に月額5,000円を支給する。

＜平成30年度実績 1,209,660円（16人）＞

児童養護施設退所児童等進学支援事業

- ・ 児童養護施設及び母子生活支援施設入所中又は里親委託中で高校等の卒業を控えた児童が、経済的困窮を理由に進学を諦めたり、中退することがないようにするとともに、学業により専念できる環境を整備する。
- ・ 支給金額：年間学費（各種免除後）×50%（上限36万円／人・年）

＜平成30年度実績 1,543,100円（6人）＞

児童養護施設等退所者修学費支給事業

- ・ 大学等在学中も安定した給付を行うことで、退所者が修学後も経済的に困窮しないよう支援する。
- ・ 支給金額：2万円／月（24万円／年）

＜平成30年度実績 2,740,000円（12人）＞

児童養護施設等退所児童自立拠点確保事業

- ・ 自立の拠点となる居宅を借り上げるとともに、当該居宅を訪問することにより、児童の自立促進のための生活指導、その他日常生活における相談援助及び助言指導を行う。（※退所後2年間が上限）
- ・ 支給金額：事業を実施する児童養護施設に対し、対象児童1人当たり月額上限30,000円を支給

＜平成30年度実績 3,030,000円（9人）＞



＜期待される効果、取組効果＞

- 措置費や社会的養護自立支援事業等の不足分を補い、自立生活を支援する。

<その他>

1. 福岡県

大学等進学支援の実施

福岡県の取組



1. 基礎情報

<地域の特徴>

- ・ 県総人口5,034,465人、児童数は802,903人うち要保護児童が1,538人（0.19%）。
- ・ 県所管人口2,555,018人、児童数は425,293人うち要保護児童が697人（0.16%）。
- ・ 政令市人口2,479,447人、児童数は377,610人うち要保護児童が841人（0.22%）。
- ・ 相談支援機関として、NPO法人そだちの樹に業務委託している。
- ・ 退所者支援については、県の単独事業として「施設入所児童大学等進学支援事業」を実施している。

<措置解除児童数（平成29年度中）>

施設種別等	措置解除児童数
児童養護施設	114人
児童心理治療施設	4人
児童自立支援施設	14人
自立援助ホーム	2人
里親	33人
ファミリーホーム	10人

<社会的養護自立支援事業の実施状況（令和元年度見込み）>

内 容	社会的養護自立支援事業	支援コーディネーターによる継続支援計画の策定	生活相談の実施	居住に関する支援	生活費の支給	学習費等の支給	就労相談の実施
実施の有無	有	有	有	有	有	無	有

<社会的養護自立支援事業（生活相談の実施）のうち「退所後支援」の取組内容>

- ・ NPO法人「そだちの樹」に委託して実施。
- ・ 児童福祉や法律等の専門スキルを持つスタッフを配置し、施設に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就労支援を行い、施設退所後の継続支援計画を関係者協議の上作成している。また、退所者の意見交換の場を提供することで、退所者の居場所づくりを進めている。

2. 取組内容

1 施設入所児童大学等進学支援事業の実施

- 県の単独事業として、児童養護施設等に入所している児童のうち、大学等進学にあたり保護者等から経済的支援が望めない者に対し、**大学等進学にかかる受験料及び入学金を支給する「施設入所児童大学等進学支援事業」を実施。**

(1) 対象者

ア 里親、ファミリーホーム、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「対象施設」という。）に措置されている児童等

イ 対象施設への措置を解除された児童等であって、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者

ただし、「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、措置解除後、自立のための支援を継続して受けており、原則として、支援コーディネーターによる継続支援計画が作成されている者に限る。

(2) 対象経費

大学等受験料、大学等入学金（上限：30万円、実費額と上限額を比較して低い方）

※ この事業の補助金は、1回限り申請できるものとし、過去に補助対象となった児童等については、対象外である。

<事業実績>（事業開始：H28年度）

年度	H28	H29	H30
申請者数	7人	10人	11人
支給額	603,800円	1,329,800円	1,395,600円

参考：児童養護施設等に入所している児童の進学率

年度	H28	H29	H30
卒業者数	42人	33人	39人
進学者数	6人	8人	13人
進学率	14.3%	24.2%	33.3%



<期待される効果、取組効果>

- 進学希望者の経済的な負担を軽減し、児童の自立を支援する。

2. 取組内容

自立支援機能の強化に係る体系図

